

三股町移住支援金

東京圏から移住された方へ、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき移住支援金を交付しています。移住支援金を申請される方は企画商工課へご相談ください。

■移住支援金の対象 ※以下の①、②を両方満たす方が対象です。

①住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区に在住、または東京圏から 23 区へ通勤（※ 1）していた方。ただし、住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区に在住、または東京圏から 23 区へ通勤していたこと。
（※ 1）通勤…雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

②移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方、または宮崎県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方など。

※その他にも要件がありますので、詳しくは企画商工課までお問い合わせください。



■申請期間…町に転入してから1年以内の間に申請書を提出してください。

■申請に必要な書類等…裏面をご覧ください。

■交付金額…・2人以上の世帯の申請の場合は100万円。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は100万円の加算。

・単身の申請の場合は60万円。

■その他…移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思があること。

※5年以内に転出や退職をした場合は、交付金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。

■申請期限…令和9年1月29日（金）

■お問合せ先…三股町 企画商工課 企画政策係

Tel 0986-52-1114

■申請に必要な書類等

①	写真付き身分証明書の写し	既定	提出により本人確認できる書類（運転免許書やマイナンバーカード等）
②	移住元での在住地、在住期間を確認できる書類	既定	移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写しなど。世帯全員分。
③	世帯であることを確認できる書類	既定	※世帯で移住の場合、三股町の住民票謄本（世帯主・続柄の記載有り）
④	三股町移住支援金交付申請書（様式第1号）	配布	自筆記入。
⑤	移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号 別紙1）	配布	自筆記入。
⑥	個人情報の取扱に係る同意書（様式第1号 別紙2）	配布	自筆記入。
⑦	関係人口の要件に関する確認事項（様式第1号 別紙3）	配布	自筆記入。
⑧	就業証明書（様式第2号）又は起業支援金の交付決定通知書	既定	※就業証明書は <u>新しい就職先から</u> 取得してください。
⑨	東京23区で勤務していた企業等の就業証明書	既定	※東京23区へ通勤者のみ、離職票、雇用保険資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証など
⑩	開業届出済証明書及び個人の事業等の納税通知書	既定	※東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ
⑪	個人事業等の納税通知書	既定	※個人事業の場合のみ。
⑫	支部加入証明書	配布	自筆記入。
⑬	卒業証明書（在学期間や卒業校を確認できる書類）及び県外で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	既定	※県外の大学等に通学し、県外の企業等へ就職した者のみ。
⑭	所属先企業等の就業証明書（自己の意思を確認できる書類）		※テレワークの場合のみ。
⑮	滞納のない証明書	既定	※世帯全員分（就学中の方は除く）以前お住まいの市区町村納税担当課にお問い合わせください。
⑯	振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し	既定	金融機関名、支店名、口座情報、口座番号、店番号、名義人名が確認できるものに限る。

※この他にも必要な書類が発生する場合がございます。